

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 館山市長から移住支援金に関する報告及び立入調査を求められた場合には、それに  
応じます。
  
- 2 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、館山市U I Jターンによる起業・  
就業者創出事業移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還しま  
す。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請していたことが判明した場合：  
全額
  
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に市外へ転出した場合：全額
  
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場  
合：全額
  
  - (4) 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消され  
た場合：全額
  
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合：半額